

# 住宅改修申請のご案内

**※工事着工前に事前の申請が必要です。**

## 利用できる方（対象者）

### 介護保険住宅改修

介護保険の要介護認定で、要支援1・2または要介護1～5の認定がある方

### 高齢者自立支援住宅改修（※所得制限があります。）

65歳以上の方が利用できます。下記の2つの事業があります。

① 予防給付事業

介護保険の要介護認定で、認定結果が非該当の方

② 設備改修給付事業

介護保険の要介護認定で、要支援1・2または要介護1～5の認定がある方

## 対象となる住宅

介護保険住宅改修および高齢者自立支援住宅改修の支給対象となる住宅は、住民票に記載されている住所地の住宅のみです。

（介護保険被保険者証に記載されている住所です。）

民間賃貸住宅（貸家）や公営賃貸住宅は、所有者の承諾が必要です。

## 住宅改修制度適用について

在宅で生活する介護保険要支援・要介護認定者（または高齢者）本人が自立して安全に暮らすためや、介護者の負担を軽減するための制度です。

要支援・要介護者（または高齢者）の心身の状況と住宅の状況などから判断して改修が必要と認められた場合に制度適用となります。

**<注 意> ご希望される工事内容が制度適用にならない場合もあります。**

例：壊れた箇所に対する補修、対象者が使用しない箇所の改修 など

お問い合わせ先

品川区福祉部高齢者福祉課介護給付係  
☎5742-6927（直通）

# 住宅改修の手続方法について(流れ)

## 1 改修内容の相談・検討をする

- ◎ 住宅改修工事を行う前に、要介護認定のある方は、担当のケアマネジャー（認定がない方はお住まいの地域を担当する在宅介護支援センター）がご自宅を訪問させていただき、改修内容を確認いたします。
- ◎ 高齢者自立支援住宅改修（設備改修）のうち「浴槽の取替え」と「階段昇降機の設置」は住宅改修アドバイザーによる訪問調査が必要です。（別紙案内参照）

## 2 事業者に見積作成を依頼する

- ◎ 介護のために改修を行う時は、見積価格の問題だけでなく、本人の状態にあった材料選びや取付方法、危険防止のための施工方法などの専門知識も必要です。
- ◎ 「知り合いだから」「人に勧められたから」という理由だけで施工業者を選ぶのではなく、複数の施工業者に見積作成を依頼して、専門知識や見積価格など内容を比較することが大切です。

## 3 事前申請〔工事前〕書類提出

- ◎ 住宅改修工事着工前に次の書類を高齢者福祉課 介護給付係に提出してください。  
①から⑤は提出時必須書類、⑥⑦は該当する場合に追加提出する書類です。

### 提出時必須書類

- ① 住宅改修給付申請書 被保険者本人名で申請してください。
- ② 住宅改修理由書 担当ケアマネジャーが作成します。
- ③ 見積書・内訳明細書 施工業者による独自書類では申請できません。
- ④ 図面 内容によっては家の見取図や立面図を追加していただきます。
- ⑤ 改修予定箇所の写真（日付入り）  
手すりは取付位置がわかるようにテープを貼る等の工夫をし、段差にはメジャーを当てて高さがわかるようにしてください。

### 該当する場合に追加提出する書類

- ⑥ 所有者の承諾書 住宅の所有者が被保険者または配偶者以外の場合に必要です。
- ⑦ 介護保険住宅改修に関する承諾書 入院中や介護認定判定待ちの方が申請する場合に必要です。

## 4 審査・受付

- ◎ 提出していただいた書類に基づいて、申請した住宅改修内容の確認と審査を行います。書類受理から審査完了に要する時間は、1週間程度です。
- ◎ 改修費用の見積金額が高額であったり、工事内容に疑問がある場合には、別業者への相見積や住宅改修アドバイザーの利用をお願いする事があります。
- ◎ 審査終了後、ご本人様あてに受付通知書をお送りします。

## 5 工事着工・竣工

- ◎ 受付通知書が届きましたら、施工業者へ連絡して工事を行ってください。
- ◎ 工事が竣工(完了)しましたら、施工業者と工事費用の支払方法を決めてください。
- ①償還払い(工事費全額を払う)と②受領委任払い(工事費の1割～3割を払う)の2通りがあります。(裏面を参照してください。)

## 6 給付請求[工事後]書類提出

- ◎ 工事完了後すみやかに、次の書類を高齢者福祉課 介護給付係に提出してください。  
①から⑤は提出時必須書類、⑥⑦は該当する場合に追加提出する書類です。

### 提出時必須書類

- ① 住宅改修給付請求書 被保険者本人名で申請してください。
- ② 契約締結および工事完了届 被保険者と施工業者で記入します。
- ③ 請求書・内訳明細書 事前の見積書と一致させてください。変更は別手続が必要です。
- ④ 改修箇所の写真(日付入り) 工事前後を比較します。同じアングルで撮影してください。
- ⑤ 工事費支払いの領収書(原本) 原本は区担当者が確認後、返却いたします。

### 該当する場合に追加提出する書類

- ⑥ 委任状 給付金を区から施工業者へ支払う場合に必要です。(受領委任払い)
- ⑦ 口座振替依頼書 給付金を区から被保険者・家族等へ支払う場合に必要です。(償還払い) 給付金の振込を希望する口座情報等を記入します。

## 7 指定口座へのお支払い

- ◎ 月末までの手続き完了で、2か月後の15日前後がお振込みの目安となります。

## よくあるご質問

Q: 支払方法にある償還払い(立替払い)と受領委任払いの違いを教えてください。

A: 償還払いは、被保険者が住宅改修工事費全額を工事施工業者へ支払い、工事後請求を行うことで、給付金相当額(対象額の7割~9割)を被保険者へ給付します。  
受領委任払いは、被保険者が工事施工業者へ自己負担金相当額(1割~3割)を支払い、工事後請求を行うことで、給付金相当額を区から工事施工業者へ支払います。

Q: 現在、入院・入所中であつたり、要介護認定申請中の場合、制度利用はできますか？

A: 退院・退所にあたり、自宅に戻る前提があれば申請することができます。(承諾書の提出が必要)  
退院・退所ができず自宅に戻れない場合は、全額自費工事となります。  
要介護認定申請中の場合には、担当ケアマネジャーにご相談ください。承諾書を提出していただくことで、申請できる場合があります。その後、要介護認定結果が非該当の場合には、自費工事となります。(※この場合に利用できるのは、介護保険住宅改修のみです。)

## 品川区の住宅改修制度について

◎ 品川区における住宅改修制度につきましては、下記一覧表の通りとなります。

### 住宅改修制度一覧表

	対象者	対象となる工事	給付限度額	自己負担金	所得制限
介護保険制度の住宅改修サービス(40歳以上)	要支援認定者 要介護認定者	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 床または通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ※①~⑤に付帯して必要な工事を含む	①~⑤の合計 20万円	給付限度額までは1割 ※一定以上所得者は2割または3割 (限度額を超えた額は自己負担)	無し
高齢者自立支援住宅改修(65歳以上)	予防給付事業	認定非該当者	同上	同上	生計中心者もしくは扶養者等の前年の所得が、基準額(一人世帯の場合5,852,000円)以下の方
	設備改修給付事業	要支援認定者 要介護認定者	① 浴槽の取替え(注) ..... ② 流し、洗面台の取替え ..... ③ 便器の洋式化 ..... ④ 昇降機の設置(階段昇降機)(注) ..... ※①~④に付帯して必要な工事を含む	379,000円 156,000円 106,000円 400,000円	

(注)浴槽の取替えおよび昇降機の設置は、申請書類提出前に住宅改修アドバイザーの事前訪問調査が必要です。(詳細別紙)

※一定以上所得者・・・本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第一号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人

・すべての工事について事前の申請が必要となります。(希望される内容が給付対象とならない場合があります。)

・住宅改修に精通した1級建築士を派遣する住宅改修アドバイザー制度もありますのでご利用ください。(無料)